

研究奨励賞及び学会功労賞贈呈に関する規程

制 定：2018年4月29日

最終改定：2018年7月29日

第1条 一般社団法人日本家族心理学会は（以下、「当学会」という）は、家族心理学領域における優れた研究論文を執筆した会員に対して「日本家族心理学会研究奨励賞」（以下、「研究奨励賞」という）を、家族心理学の普及・発展に貢献した会員に対して「日本家族心理学会功労賞」（以下、「功労賞」という）を贈るために本規程を定める。

第2条 研究奨励賞は、第1回を1992年度に、以後3年ごとに、年次大会または研究奨励賞贈呈式において、これを表彰して贈る。

2 学会功労賞は、第1回を2001年度に、以後3年ごとに、年次大会または学会功労賞贈呈式において、これを表彰して贈る。

第3条 研究奨励賞及び学会功労賞は、当分の間、一件につき5万円の副賞を添えてこれを贈る。

第4条 研究奨励賞及び学会功労賞を贈るための審査委員会（以下、「委員会」という）を当学会に設ける。

2 委員会は、当該年度ごとに構成し、理事会の互選によって選ばれた5名の委員によって組織するものとする。

3 審査委員長は、5名の委員の互選によって選出する。

4 委員長は、当該年度の総会・研究奨励賞及び学会功労賞贈呈式の開催日の2ヶ月前までに当該年度の表彰者を内定し、所定の書式により、これを理事長に報告するものとする。

5 理事長は、委員長の報告内容を理事会にて審議し、その承認を得て表彰者を決定する。

第5条 委員会は、当該年度の研究奨励賞および学会功労賞候補者（以下、「候補者」という）の推薦を得るために、所定の手続により、理事および代議員の推挙を得なければならない。

2 委員会の定める候補者の推薦手続きに関する事項は、原則として以下による。

(1) 学会功労賞候補者は、20年以上引き続き本会員であり、家族心理学の普及・発展に貢献した当学会会員であること。

(2) 研究奨励賞候補者は、審査委員会が開催される時点で当学会会員であること。

- (3) 研究奨励賞の候補者の推薦は、所定の期間に「家族心理学研究」に候補者が筆頭著者として発表した原著論文に基づくこと。
- (4) 研究奨励賞を過去に受賞した者は、候補者から除くこととする。
- (5) 推薦を行う場合は、その理由を明示した推薦書を委員会に提出すること。
- (6) 委員会は当分の間、家族心理学研究において優れた業績をあげた研究奨励賞候補者の中から1名を選考すること。
- (7) 委員会は、委員全員の出席により成立する。
- (8) 委員会は、委員長を議長として審議し、被表彰者の内定は、出席委員の5分の4以上の賛成によりこれを決する。

第6条 委員会の審議内容は、他に口外してはならない。

第7条 本規程の改正は、理事会の3分の2以上の賛成による議決と承認により行われる。

附 則

- 1 本規程は、1992年6月27日に制定した「研究奨励賞及び学会功労賞贈呈に関する内規」より一部改正し、2018年4月29日より施行する。
- 2 本規定は、2018年7月29日に一部改定し、同日より施行する。